公益社団法人　東山納税協会

Tax Payment Associations「TPA東山」

税のたより

平成31年2月号

第130号

公益社団法人
東山納税協会
東山納税貯蓄組合連合会

六波羅蜜寺 節分会

六波羅蜜寺に於いて六斎念仏踊りを採り入れた追儺式が始まったのは、江戸時代は享保年間と伝えられています。

伝承に拠れば、勤行の時に「土蜘蛛の精」が顕れて当時の住職・茲舟和尚を悩ませていました。それを六斎念仏の講中が太鼓や鉦の音で退散させたと言う故事に因み、現在のような形になったと云います。

六波羅蜜寺節分会は、住職の豆まきと六斎念仏踊りの「豆」太鼓に追われて土蜘蛛が堪らず逃げていく、郷土芸能「六斎念仏踊り」を採り入れた、京都ならではの節分です。

（提供：六波羅蜜寺）

新春のご挨拶を申し上げます

公益社団法人東山納税協会　　会長　土渕　善英
（株式会社 陶葬　陶人）

会員の皆様方には、健やかな新年をお迎えされたこととお慶び申し上げます。平成最後のお正月は、穏やかな年明けとなりました。今年は、平成天皇の退位と新天皇の即位が行われ、元号も改められることから、穏やかな年になることを願うばかりです。

しかし、情報技術の進展は凄まじいものがあり、特に、第５世代移動通信システムを巡る先端技術は、米中で新たな覇権争いが生じており、世界の流れは、決して穏やかではないようです。

このような中、国際マーケットでは、AI（人口知能）とスマートフォンを活用した、新しいビジネスモデルが次から次に立ち上がっています。

少子高齢化が進む日本では、社会保障、働き方改革等、大きな課題が山積しており、世界の情報化の流れから大きく立ち遅れているように感じます。

激動の時代を迎え、納税協会も大きく変わらなければならない時期に来ていると考えています。

昨年は、納税協会の知名度アップに取組み、多くの納税者の方に納税協会の活動を理解していただくことに努めて参りました。お陰様で、東山納税協会の課題である会員の減少にも何とか歯止めがかかりそうでございます。

今年は、この流れを更に進め、会員拡大を確かなものにして行きたいと考えております。

本年 10 月１日からは、消費税が 10％に引上げられ、軽減税率制度が始まります。施行まで１年を切り、皆様方には、準備作業で大変かと思いますが、インボイス制度の導入も控えておりますので、万全の準備をお願いします。

東山納税協会では、会員の皆様をはじめ、地域の納税者の皆様のお役に立てるよう、税務署と連携を図り説明会及び指導会の開催を行っていきたいと考えておりますので、忌憚のないご意見、ご要望を納税協会にお寄せいただきたいと思います。

東山納税協会では、本年も知名度アップに向け、より一層の取組を行っていきたいと考えております。会員の皆様におかれましては、引き続き協会事業へのご理解とご支援、並びに新規会員の加入勧奨にご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

２月からは、平成 30 年分の所得税・贈与税・個人消費税の確定申告が始まります。東山納税協会では、税務署及び税理士先生方のご協力を得て、国税庁ホームページを活用して e-Tax での申告を中心に申告相談を行いますので、ご利用していただきたいと思います。

結びにあたりまして、会員の皆様方並びにご家族の皆様方のご健勝とご事業の益々のご隆盛を心より祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

東山税務署長　　荒 井　聡

平成31年を迎え、公益社団法人東山納税協会並びに東山納税貯蓄組合連合会の会員の皆様方には、つつがなく新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、会員の皆様方の深いご理解と多大なるご支援をいただきましたことを、心から厚くお礼申し上げます。

本年は己亥（つちのと・い）に当たります。十干の己は「繁栄したものを統制する」という意味があり、十二支の亥は「生命が閉じ込められている核」を意味することから、「今現在の状況を迷わず信念を持って継続すれば吉運が舞い込む年」ともいわれております。また、本年は元号が改まる節目の年であり、消費税率10%への引上げや軽減税率制度の導入など、新たな動きが始まる年でもあります。

さて、我が国の経済情勢を見ますと、雇用・所得環境の改善が続くなかで、個人消費は回復基調にあり、自然災害の影響により大きく減少したインバウンド需要は訪日外国人数の回復に伴い持ち直しに転換する見通しとされております。

こうした中で、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たし、国民の負託に応えていくためには、適正・公平な課税の実現と期限内納付の推進を図ることが重要であると考えております。

このため、事務の更なる効率化及び納税者の利便性の向上を図るべく、e-Taxの普及・定着、消費税率の引上げや軽減税率制度の広報等について、より一層積極的に取り組んでまいります。

これらの進展・実現に向けましては、皆様方のご理解とご協力が必要不可欠であると考えておりますので、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

話は変わりますが、間もなく平成30年分の確定申告の時期を迎えることとなります。

私どもとしては、確定申告事務全体を円滑かつ効率的に実施していくため、自宅等からのICTを利用した申告の一層の推進や適切な申告相談体制の構築・運営に力を入れて取り組んでいるところでございます。

確定申告会場は本年も、税務署の西隣りにあります大阪国税局京都分室で２月18日から開設し、職員一丸となって確定申告事務全体を円滑かつ効率的に実施してまいる所存でございますので、変わらぬご支援をお願いいたします。

結びに当たり、本年が東山納税協会並びに東山納税貯蓄組合の会員の皆様方にとって明るく希望に満ちた年となりますよう祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

納税協会会員さんの申告相談所

開設場所	2月								3月				
	19	20	21	22	25	26	27	28	1	5	6	7	8
	火	水	木	金	月	火	水	木	金	火	水	木	金
東山納税協会	●	●	●	●						●	●	●	●
ラクトスポーツプラザ(山科駅前)					午後●のみ	●	●	●	●				

●……開設日

・受付時間

10時00分～15時00分

・相談時間

10時00分～12時00分

13時00分～15時30分

東山納税貯蓄組合連合会事業報告

平成30年度中学生の「税についての作文」入選決まる！

★近畿納税貯蓄組合総連合会長賞

佐治　実咲　開晴小中学校第九学年

★京都府納税貯蓄組合総連合会長賞

鳥越　梨沙　東山泉小中学校第九学年

久木　涼帆　音羽中学校第三学年

★東山税務署長賞

松下　綾那　花山中学校第三学年

岡田　真央　安祥寺中学校第三学年

★東山納税貯蓄組合連合会長賞

髙野　百花　東山泉小中学校第九学年

森田　真帆　音羽中学校第三学年

★公益社団法人東山納税協会長賞

釋　理央音　開晴小中学校第九学年

内藤　美祐　花山中学校第三学年

★東山区・山科区租税教育推進協議会長賞

川村　優歌　山科中学校第三学年

野村　孔愛　勧修中学校第三学年

岡　ほほよ　華頂女子中学校第三学年

★東山納税貯蓄組合連合会優秀賞

前田　美優　勧修中学校第三学年

今　貴音　音羽中学校第三学年

高田　陽菜　音羽中学校第三学年

南　舞生　花山中学校第三学年

髙島　峻生　大宅中学校第三学年

谷野　葉月　一燈園中学校第三学年

山本　実花　大宅中学校第三学年

勝部龍之介　勧修中学校第三学年

企画・デザイン
制作から印刷
一貫したシステム

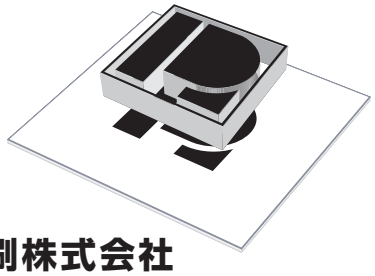

RAKUTO
洛東印刷株式会社
京都市山科区西野山射庭ノ上町307-24
TEL 075-501-1010（代）　FAX 075-501-1030

時代のニーズを考え、前進を続ける企業

株式会社キョークロ
●金属表面処理（電気めっき・塗装）
■本社・工場　京都市山科区東野舞台町５
TEL（075）592−5888㈹
FAX（075）592−0800

平成 30 年度 納税表彰式

平成 30 年度納税表彰式が東山税務署、公益社団法人東山納税協会並びに東山納税貯蓄組合連合会の三者共催により挙行されました。

平成 30 年 11 月 15 日（木） ウェスティン都ホテル京都にて

平成３０年度受彰者一覧

大阪国税局長表彰

脇　勝　敏	公益社団法人　東山納税協会	常任理事

東山税務署長表彰

一澤信三郎	公益社団法人　東山納税協会	常任理事
今西善也	公益社団法人　東山納税協会	副会長
進藤維子	東山納税貯蓄組合連合会	女性部長

公益社団法人　東山納税協会長表彰

株式会社　教育研究所		
代表取締役社長　森島聖夫	公益社団法人　東山納税協会	常任理事
株式会社　熊谷聡商店		
代表取締役社長　熊谷隆慶	公益社団法人　東山納税協会	常任理事
株式会社　松風		
執行役員財務部長　梅田隆宏	公益社団法人　東山納税協会	副会長

公益社団法人　東山納税協会長感謝状

進藤博	公益社団法人　東山納税協会	代議員
野口淳二	公益社団法人　東山納税協会	代議員

近畿納税貯蓄組合総連合会長感謝状

東山料理飲食業組合		
理事長　北村眞純	東山納税貯蓄組合連合会	常任理事

東山納税貯蓄組合連合会長感謝状

田中昭三	山科東支部納税貯蓄組合	役員
西川日出男	山科料理飲食業納税貯蓄組合	役員

東山納税協会活動報告

本　　会

総務部会　31.1.16

東山納税協会会議室

・平成 31 年度事業計画及び予算案について
・「税務支援事業検討会（仮称）」の開催（案）

正副会長会・理事会・新春講演会　31.1.22

ウェスティン都ホテル京都

・正副会長会　理事会附議事案
・理事会
　第一号議案　平成 31 年度事業計画案及び予算案承認の件
　第二号議案　規定の新設と改正に関する件
　第三号議案　理事との少額取引に関する件
　第四号議案　役員報酬等に関する件
　第五号議案　行政庁定期提出書類に関する件
　報告事項　　職務執行状況に関する件

・第 3 回組織拡大委員会
　平成 30 年度 12 月末現在の加入状況
　　個人会員が 14 名、法人会員が 24 社の新規会員の加入があったことを報告。
・新春講演会
　講師　　気象予報士　天達　武史　氏
　演題　「天気の達人、天達と考える
　　気候変動と地球の未来」

法　人　部　会

事業承継への対応セミナー　30.9.18

ウェスティン都ホテル京都

講師　公認会計士･税理士　中野　雄介 氏
演題　「事業承継と改正事業承継税制の概要」

役員会　30.12. 4

東山納税協会会議室

・平成 31 年度事業活動について

調査部法人部会

四部会合同講演会　30.12.11

ウェスティン都ホテル京都

講師　大阪国税局　課税第二部
　　法人課税課長　後藤　加寿弥　氏
演題　「税務行政の現状と今後」

東山納税協会活動報告

青　年　部　会

署幹部との座談会・役員会　30.8.29

東山納税協会会議室

・名刺交換会
・座談会　「租税教室の開催と講師派遣」等

・役員会
①租税教室講師養成研修
②第 11 回「青年の集い」和歌山大会
③税のＰＲ活動

・ふれあい“やましな”2018 区民まつり　30.11.23

山科中央公園

・東山区ふれあいひろば　30.11.24

東山開晴館グランド

・税に関するＰＲ活動　30.12.15

古川町商店街

各会場において「税金クイズ・税に関するPR 活動」を実施した。

青　年　部　会

租税教室への講師を派遣

30.11.30 一燈園小学校　30.12.5　大宅小学校
30.12.12 百々小学校　30.12.13 音羽小学校
31.1.11　山階南小学校　31.1.25　勧修小学校
31.1.29　東山泉小学校

小学校の租税教室へ青年部会員延べ 11 名が講師として熱演。

第11回「青年の集い」和歌山大会　30.11.21

和歌山県民文化会館

青年部会員（４名）が参加。
近畿一円から８００名強の参加があり、他協会青年部会との交流を図った。

個　人　部　会

外部研修会　30.9.11（兵庫県三田方面）

兵庫県三田市の「しい茸ランド」でしい茸狩りを楽しんだ後、「めんたいパーク」と「三田アウトレット」の見学を行いました。

記帳指導会　30.10.16 ～ 17

個人事業主の方を対象に記帳指導会を開催しました。

税を考える週間　30.11.12

古川町商店街

一般事業者・消費者を対象にティッシュ等を配布し税のＰＲ活動を行った。

年末調整指導会　31.1.9 ～ 10

個人事業主の方を対象に年末調整指導会を開催しました。

東山納税協会活動報告

東山納税貯蓄組合・個人部会・指導部会

・**東山納税貯蓄組合及び個人部会・指導部会合同会議　31.1.30**

東山納税協会会議室

平成 30 年分所得税・個人消費税の確定申告の留意点
事業税の申告の留意点
指導会場の運営方法

・**指導担当税理士のｅ-Ｔａｘ研修を開催　31.1.30**

東山税務署別館会議室

京都ブロック納税協会合同事業

京都ブロック納税協会合同講演会を開催　30.10.4

ウェスティン都ホテル京都

講師　外交政策研究所代表　宮家　邦彦　氏
演題　「最新の国際情勢と日本経済に与える影響」

宮家氏からは、東アジアで起きている米中貿易摩擦、非核化を目指す米朝会談の両国の思惑や、日本への影響等について、パワーポイントを使って詳細なデータで詳しく解説を頂きました。

参加者からは、「日頃報道では聞けない内容で東アジアの情勢が良く理解できた。素晴らしい講演であった。」と称賛の声が多数寄せられました。

京都・祇園切通し
電　〇〇七五一
（561）〇七五二

色の未来化＝色で未来する
MATSUI
株式会社 松井色素化学工業所
代表取締役　松井　晴彦
本社　京都市山科区上花山桜谷町64
TEL（075）594-5611（代）
URL　http://www.msc-color.co.jp/

御菓子司
京ぎをん
鍵善良房
・本社店　京都市東山区祇園町北側264番地
☎075−561−1818
・高台寺店　京都市東山区下河原町通高台寺表門前上る
☎075−525−0011
・ZEN CAFE + Kagizen Gift Shop
京都市東山区縄手四条下ル1筋目東入
☎075−533−8686

東山納税協会活動報告

模　範　法　人　会

役員会　30.10.23

ハイアット　リージェンシー京都

・定期総会等の開催要領及び議案の審議

・特別事業計画の協議

税務研修会　30.10.23

ハイアット　リージェンシー京都

講師　東山税務署副署長　吉澤　　敦 氏

演題　「税務行政の現状について」

定時総会　30.12.11

ウェスティン都ホテル京都

・第一号議案
　平成29年度事業報告及び収支決算承認の件

・第二号議案
　平成30年度事業計画(案)及び収支予算(案)

上記議案についてはすべて承認可決されました。

模　範　個　人　会

役員会　30.9.27

ホテルブライトンシティ山科

・定期総会等の開催要領及び議案の審議

・事業予定案の協議

税務研修会　30.9.27

ホテルブライトンシティ山科

講師　東山税務署副署長　吉澤　　敦 氏

演題　「税務行政の現状について」

定時総会　30.12.11

ウェスティン都ホテル京都

・第一号議案
　平成29年度事業報告及び収支決算承認の件

・第二号議案
　平成30年度事業計画(案)及び収支予算(案)

・第三号議案
　役員任期満了に伴う選任の件

上記議案についてはすべて承認可決されました。

東山税務署からのお知らせ

医療費控除は 領収書が 提出不要 となりました！

明細書を作成して提出すればOK!!

改正のポイント

平成29年分の確定申告から、**領収書の提出の代わりに**

“医療費控除の明細書” **の添付**

が必要となりました。

※　医療費の領収書は自宅で**5**年間の保存が必要
（税務署から求められたときは提示又は提出が必要）

※　医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると明細の記入を省略できます。

（注）平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

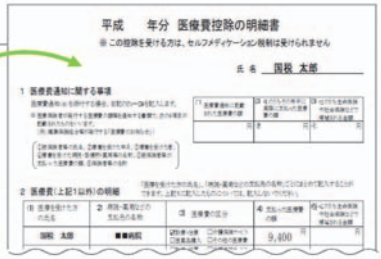

・医療を受けた人
・病院・薬局
ごとに医療費を合計して記載します。

医療費控除の申告は

確定申告書等作成コーナーで！

「医療費控除の明細書」も作成できます。

※　「医療費控除の明細書」は、国税庁ホームページでダウンロードできます！

作成コーナー
www.keisan.nta.go.jp

平成31年(2019年)1月からe-Taxでの確定申告がより便利になります！！

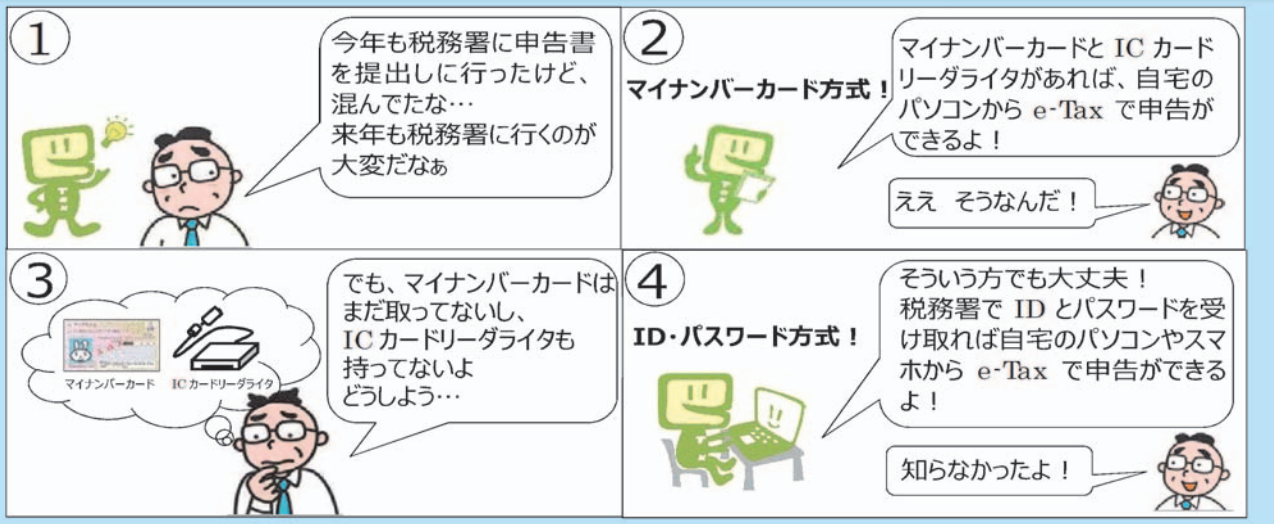

「ID・パスワード方式」について、詳しくは、お近くの税務署まで！！

申告手続などにはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です！！

税務署

年金受給者のための申告書作成会場のご案内

開　設　場　所	開 設 日	開 設 時 間
京都市東部文化会館 第１・第２会議室 山科区椥辻西浦町１－８	２月６日（水） ２月７日（木） ２月８日（金）	午前の部　９：30 ～ 12：00 午後の部 13：00 ～ 16：00 ※ 12：00～13：00の間は、相談を行っておりません。

【受付開始時間】午前９時から会場ロビーにおいて、当日分の整理券を一人につき１枚配付します。
（開館時間は午前８時30分からです。早朝からの順番待ちは周辺のご迷惑となるためご遠慮ください。）

- 相談可能人数(１日200名程度)に制限があるため、混雑状況により受付を早めに締め切る場合もあります。
- 午前中に受付をされても、相談は午後となる場合があります。
- 相続税、贈与税、消費税、営業・不動産所得、土地・建物・株式等の譲渡所得等の相談は行っておりません。

※　**会場が大変混雑するため、年金受給者の方のみを対象としています。**

広域申告センター（申告書作成会場）のご案内

開　設　場　所	開 設 日	相談受付時間
京都府中小企業会館 右京区西院東中水町17番地（西大路五条下ル東側） ※　阪急西院駅から西大路通りを南へ徒歩約15分 ＪＲ丹波口駅から徒歩約13分 西大路五条バス停から徒歩約５分	２月２４日（日） ３月　３日（日）	9：00 ～ 16：00

- 所得税（譲渡所得を含む）、消費税、贈与税に関する相談を行います。
- 混雑状況等により早めに相談受付を終了させていただく場合があります。

確 定 申 告 書 等 作 成 会 場 のご案内

【開設場所】　大阪国税局 京都分室　２階　（東山税務署隣り）
東山区渋谷通大和大路東入下新シ町 339 番

【開設期間】　２月18日（月）～　３月15日（金）

【受付時間】　９：00　～　16：00（土・日を除く）

- 上記の開設期間以外（土・日・祝日等を除く。）は、東山税務署庁舎内で相談を行いますが、通常窓口での対応となりますので、混雑状況によっては、長時間お待ちいただくことがあります。
- 混雑の状況により、早めに相談受付を終了させていただく場合があります。
- 開設期間中は、東山税務署庁舎内では作成済みの申告書等の受付、用紙の交付のみを行います。

○　社会保障・税番号（マイナンバー）制度について

税務署に提出する確定申告書等に「個人番号（マイナンバー）」を記載してください。
「個人番号（マイナンバー）」を記載した申告書等を提出する際は、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

○　ご不明な点等は　電話で確認できます！！

▷ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
○　月曜日～金曜日　９：００～１７：００
（祝日等及び 12 月 29 日～１月３日を除きます。）
ナビダイヤル　☎0570-01-5901
（全国一律市内通話料金）

▷ マイナンバー総合フリーダイヤル
➢　月曜日～金曜日　９：30～20：00
（年末年始を除きます。）
➢　土・日・祝日　９：30～１７：30
☎0120-95-0178

お問合せ先：東山税務署　個人課税部門　℡075-561-9704（直通）
東山税務署及び各会場へお越しの場合は、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

平成３０年分の確定申告をされた方へ

納付する税金のある方

	納期限	振替日（振替納税をご利用の方）
申告所得税及び復興特別所得税	平成31年 3月15日(金)	平成31年 4月22日(月)
消費税及び地方消費税（個人事業者）	平成31年 4月1日(月)	平成31年 4月24日(水)

振替納税をご利用の方へ

◆　振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。

※　残高不足等で振替納税できなかった場合には、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。

◆　申告所得税及び復興特別所得税に係る振替納税のお知らせについては、原則として、**初めて振替納税を利用される方及び前回口座振替ができなかった方のみに送付**します。

なお、**上記以外の方へは、原則、振替納税のお知らせは送付しません**のでご注意ください。

また、消費税及び地方消費税に係る振替納税のお知らせはがきについては、振替納税を利用される方全員に送付します。

振替納税をご利用でない方へ

申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、ＱＲコードを利用したコンビニ納付、クレジットカード納付、金融機関での納付等で**納期限までに納付してください。**

また、便利で安全な振替納税をご希望の方は、所轄の税務署に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を**納期限までにご提出ください。**

ＱＲコードを利用したコンビニ納付について

パソコンやスマホから「ＱＲコード」を作成し、お近くのコンビニで納付することができます（詳細は、右記のQRコードから国税庁ホームページをご確認ください。）。

(注)１　利用可能なコンビニは、ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれもLoppi設置店舗のみ）ファミリーマート（Famiポート設置店舗のみ）です。

２　国税庁ＨＰで作成する場合は全税目に対応（源泉所得税自主納付分、印紙による納付分を除く。）します。

３　利用可能額は30万円以下です。

※　ＱＲコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

～　納　税　は　期　限　内　に　！　～

還付される税金のある方

還付金のお支払いは、申告書を提出されてから１か月から１か月半程度時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。

「国税還付金振込通知書」の送付について

振込みの際には、税務署から「国税還付金振込通知書」を送付しますので、「氏名・銀行名・支店名・預金種類・口座番号（下３桁の数字は「＊＊＊」で表示しています）」をご確認ください。

誤り等ございましたら、お手数ですが所轄の税務署までお問合せください。

京都府・京都市からのお知らせ

事業主のみなさまへ
個人住民税の特別徴収の実施をお願いします

京都府と京都府内の全ての市町村は、平成３０年度から、原則として、全ての事業者を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底します。

また、大阪府、兵庫県、和歌山県及び各府県内市町村においても、平成３０年度から同様の取組を実施しており、先行して取組を実施していた滋賀県、奈良県を含め近畿全ての府県と市町村が、個人住民税の特別徴収の徹底に向けた取組を進めています。

■個人住民税の特別徴収とは

従業員の方の個人住民税（市町村民税・府民税）を事業主の方が毎月の給与のお支払の際に、所得税と同様に給与から差し引いて徴収（特別徴収）し、市町村へ納入していただく制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村の税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として全て特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

■特別徴収の事務

所得税の源泉徴収と異なり、給与から差し引く額は従業員の方がお住まいの市町村から通知されます。したがって所得税のような税額計算や年末調整は不要です。

■特別徴収のメリット

これまで納付書により年４回納めていた従業員の方については、
・金融機関等へ納税のために出向く手間を省くことができ、納め忘れがなくなる。
・年１２回に分けて納付されるので、１回当たりの負担額が少なくて済む。
など、便利な制度です。

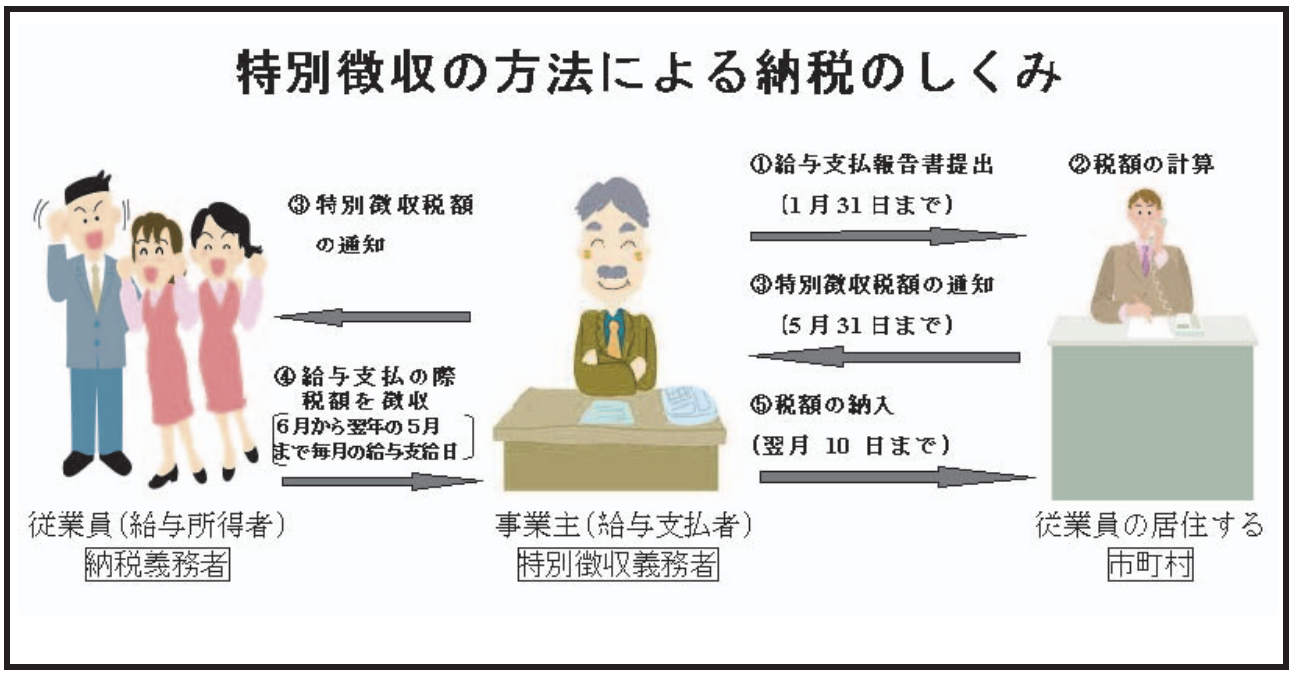

問合せ先　　京都府　税　務　課　課税・電算担当　０７５－４１４－４４３３
京都市　市税事務所　法人税務担当　０７５－２１３－５２４６

『償却資産（※）』の申告は京都市へ

償却資産には，土地・家屋と同様に固定資産税が課税されます。京都市内で事業をされている方で，所有資産（平成 31 年 1 月 1 日現在）の市への申告がまだお済みでない方は，申告をお願いします。

電子申告（インターネットによる申告）をされる場合は，「eLTAX（エルタックス／地方税ポータルシステム）」で検索してください。

※償却資産…減価償却の対象となる事業用の資産。ただし，家屋，自動車等として課税されているものは除く。

【償却資産の具体例】

種類	具体例
構築物	庭園，門，塀，舗装路面，立体駐車場など
機械・装置	加工機械，製造機械，建設工業機械，機械駐車設備など
車両・運搬具	ロードローラー，ブルドーザー，フォークリフトなど
工具・器具備品	事務机，応接セット，音響機器，ＯＡ機器，看板，金庫など

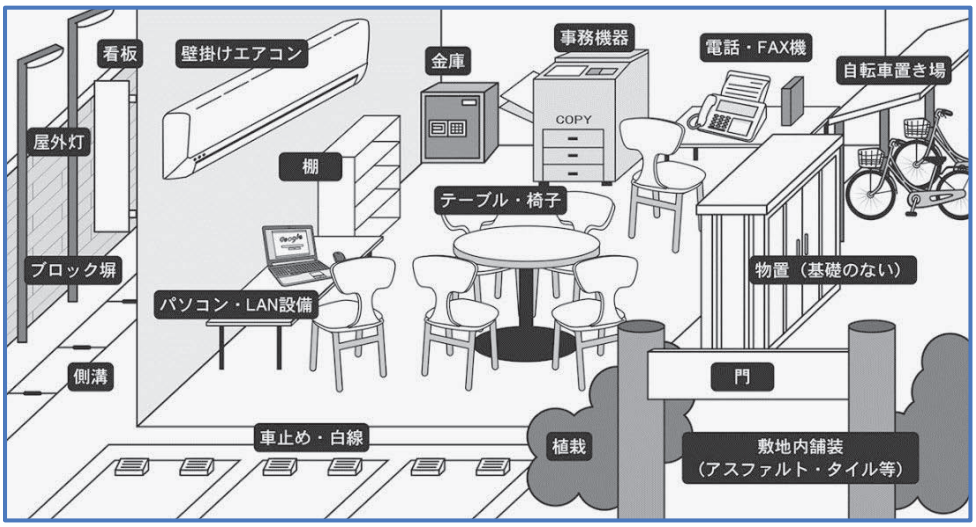

問合せ先：京都市行財政局税務部資産税課 償却資産担当(TEL075-213-5214)

〒604-8171　京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566 番地の 1

井門明治安田生命ビル 5 階

今後の事業計画

- ３月２７日（水）　税務支援事業検討会
- ４月　４日（木）　個人部会・指導部会の確定申告反省会
- ４月２３日（火）　理事会（平成30年度決算、セミナー）
- ５月２１日（火）　定時総会
- ６月１１日（火）　模範法人会　特別講演会
- ８月　６日（火）　夏季講演会

◎詳しくは、東山納税協会ホームページをご覧ください。

（ホームページ QR）

納税協会指針

納税協会は健全な納税者の団体として
税知識の普及に努め
適正な申告納税の推進と
納税道義の高揚を図り
企業及び地域社会の発展に貢献します

公益社団法人　東山納税協会
東山納税貯蓄組合連合会

〒605-0913　京都市東山区大和大路五条下る
石垣町東側 59
TEL 075-561-2098
http://www.nk-net.co.jp/higasiyama/

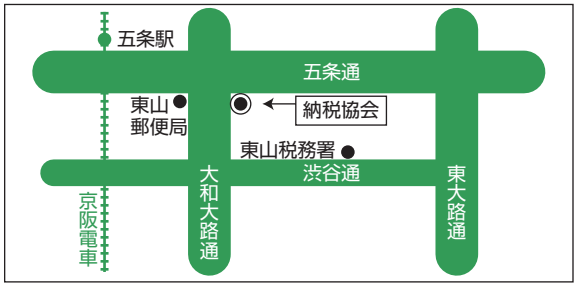

就業障がい状態によるリタイアリスクから
会社と家族をまもります

AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、
「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社
京都支社/京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3
(大同生命京都ビル4F)
TEL 075-231-5341

AIG AIG損害保険株式会社
京都営業支店/京都府京都市下京区五条通大宮南門前480
TEL 075-371-2111

第七十回

京おどり

ゆめかなうきょうにんぎょう

「夢叶京人形」

４月１日(月)
～１６日(火)

会場◆宮川町歌舞練場

料　金◆茶券付一等　4,800 円
　　茶券付二等　2,800 円ほか
開　演◆12:30／14:30／16:30

お問合せ
宮川町歌舞会　TEL075-561-1151(代)
京都市東山区宮川筋4-306

チケットは
簡単 Web 予約をご利用下さい

平成31年
京都四條 南座
新開場記念 **都をどり**

みよはじめかぶきのいろどり
「御代始歌舞伎彩」

公演期間	4月1日(月)～27日(土)
開演時間	1日3回公演(各公演　約1時間) ①12:30　②14:30　③16:30
料　金 (税込)	一等観覧券　5,500円(指定席) 二等観覧券　4,000円(指定席)
会　場	京都四條　南座 京都市東山区中之町198
主　催	京都市観光協会・祇園甲部歌舞会
協　力	松竹株式会社

オンライン申込　(24時間受付)

都をどり　検索

右記QRコードを携帯・スマホで
読み取りいただくとチケット購入サイトに
アクセスできます。

電話申込　(平日 10:00～17:00)

チケットのご予約・お問合せは
TEL 075-541-3391 (代表)

京　焼
株式会社 陶葬(とうあん)

京都市東山区泉涌寺東林町38
TEL (075) 541－1987